

愛知県防災重点農業用ため池連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針」(令和2年10月1日施行)に基づき、県が指定する防災重点農業用ため池及び県が作成する推進計画並びに非常時の連絡体制等について、県、市町、土地改良事業団体連合会等の関係者が円滑に情報共有を行うことを目的とした、愛知県防災重点農業用ため池連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

(内容)

第2条 連絡調整会議では、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、関係者間で意見交換を行う。

- (1) 防災重点農業用ため池の指定に関する事。
- (2) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に関する事。
- (3) 非常時における連絡体制等の構築に関する事。
- (4) その他防災工事等の推進に関する事。

(組織)

第3条 連絡調整会議は別表に掲げる構成員で構成し、議長は愛知県農林基盤局農地部農地計画課長が務める。

(会議の開催)

第4条 連絡調整会議の開催は議長が招集する。

(事務局)

第5条 連絡調整会議の事務局は、愛知県農林基盤局農地部農地計画課に置く。

(情報の公開)

第6条 事務局は連絡調整会議の了承を得て、会議の内容等を公表することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

付 則

- 1 この要綱は令和2年11月30日より施行する。
- 2 連絡調整会議は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の失効をもって解散する。

別表 愛知県防災重点農業用ため池連絡調整会議の構成

所 属	職 名
愛 知 県	○農林基盤局 農地部 農地計画課長 尾張農林水産事務所 建設課長 尾張農林水産事務所 一宮支所 建設課長 知多農林水産事務所 建設課長 西三河農林水産事務所 建設課長 西三河農林水産事務所 幡豆出張所 建設課長 豊田加茂農林水産事務所 建設課長 新城設楽農林水産事務所 建設課長 東三河農林水産事務所 建設課長
名 古 屋 市	緑政土木局 河川部 河川管理課長
豊 橋 市	産業部 農地整備課長
岡 崎 市	土木建設部 農地整備課長
瀬 戸 市	都市整備部 維持管理課長
半 田 市	市民経済部 経済課長
春 日 井 市	建設部 河川排水課長
豊 川 市	産業環境部 農務課主幹
刈 谷 市	産業環境部 農政課長
豊 田 市	産業部 農林振興室 農地整備課長
西 尾 市	建設部 農地整備課長
蒲 郡 市	産業環境部 農林水産課長
犬 山 市	都市整備部 整備課長
常 滑 市	環境経済部 農業水産課長
小 牧 市	地域活性化営業部 農政課長
新 城 市	産業振興部 農業課参事
東 海 市	環境経済部 農務課長
大 府 市	産業振興部 農政課長
知 多 市	環境経済部 農業振興課長
尾 張 旭 市	市民生活部 産業課主幹
豊 明 市	経済建設部 土木課長
日 進 市	産業政策部 農政課長
田 原 市	産業振興部 農政課長
み よ し 市	環境経済部 産業課長
長 久 手 市	建設部 みどりの推進課長
東 郷 町	経済環境部 産業振興課長
阿 久 比 町	建設経済部 産業観光課長

東 浦 町	生活經濟部	農業振興課長
南 知 多 町	建設經濟部	建設課長
美 浜 町	産業建設部	建設課長
武 豊 町	生活經濟部	産業課長
幸 田 町	環境經濟部	産業振興課長
東 栄 町	事業課長	
愛知県土地改良 事業団体連合会	事業部	計画課長

注：○印は議長